

2024年度の障害者差別解消に係る本県の取組について

1 障害を理由とする差別の解消に関する研修実施の背景

障害を理由とする差別に関する法律及び愛知県障害者差別解消推進条例（以下、「条例」という。）の改正により、これまで事業者の努力義務とされてきました合理的配慮の提供が法的義務化されたことから、障害者だけでなく事業者からも相談が寄せられるなど、相談の増加が見込まれる。

また、条例第10条第1項では、障害を理由とする差別に関する相談に対応するための人材の育成及び確保のための措置を図ることとしている。

2 目的

県及び市町村職員の相談対応のスキル向上

3 対象

相談窓口職員を始めとしたすべての県職員・市町村職員

4 内容

(1) 障害を理由とする差別について

- ・法及び条例の対象
- ・障害を理由とする差別とは
（不当な差別的取扱いとは、合理的配慮の提供とは）
- ・合理的配慮の提供義務違反となる例、合理的配慮の提供義務違反とならない例
- ・環境の整備
- ・官公庁における合理的配慮の提供例

(2) 障害を理由とする差別に関する相談対応について

- ・相談体制について
- ・判断の検討プロセスについて（不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供）
- ・「障害を理由とする差別の解消の推進相談対応ケーススタディ集（内閣府 令和5年3月）」を活用したグループワーク（不当な差別的取扱いのケース、合理的配慮の提供のケース）

5 開催日時・場所・定員

- (1) 11月18日（月）及び19日（火） 午後2時から午後3時30分まで
- (2) 愛知県自治センター 4階 大会議室
- (3) 会場定員48人

6 実施結果

(1) 受講者情報

	申込	受講決定	受講者	出席率	アンケート回答	回答率
県職員	43人	43人	41人	95%	12人	29%
市町村職員	48人	48人	45人	94%	16人	36%
計	91人	91人	86人	-	28人	-

(2) 研修の開催方法について

・研修の長さについて

	人数	割合
ちょうどよい	15人	54%
短い（1日かけて行ってほしい）	3人	11%
その他	10人	36%
計	28人	100%

その他

・個人やグループでケースを検討する時間が慌ただしく、もう少し時間が欲しかった。
・短い（時間が短いからなのか講師の説明も速い）。
・短いので、半日かけて行ってほしいです。
・短い（G討論の時間を1時間程度確保してほしい）。
・短い（2～3時間程度がよい）。
・しっかりと学びたい内容であったため、短く感じたのですが、1日実施よりは、まずは半日程度で実施していただけると大変ありがたいです。
・2時間程度がよい。
・もう三十分から一時間長く時間を取って頂きたい。
・1日だと長時間になってしまうかと思いますが、グループワークもあるともう少し研修時間（2時間ぐらい）があってもよかったのではないかと思います。
・半日程度。

・研修の構成について

	人数	割合
基礎的な知識を獲得できる講義を充実してほしい	5人	18%
実践的な内容の講義を充実してほしい	13人	46%
受講者同士のグループワーク（演習）を充実してほしい	6人	21%
その他	1人	4%
特になし	3人	11%
計	28人	100%

その他

・基礎的なところと実践的なところをバランス良く。障害に関する対応は個別の事案ごとになるため、グループワークの時間よりも個別の事例紹介を充実してもらえるといい。

・その他

・行政の現場における事例も取り扱っていただきたい。
・全体的に時間が不足、当日の講義内容だけでは理解が難しかった。
・事前に演習資料以外の資料を配布して頂けると予習ができ、より理解を深めることができと思う。
・せっかくの対面の研修であるため、グループワークの時間を増やして頂けると、より有意義であったと思います。
・障害をお持ちで高齢になり、障害と介護保険と両方面のサービスが必要なケースの事例を取り上げて欲しい。
・今日は2事例ありました。今後も様々な事例で検討できるといいと思います。
・愛知県の関係機関には、どのような相談が寄せられたのか。また、各事案に対する判断と、そのプロセス。
・地域格差があると思いますが、事例が少なく、イメージが湧かない。
・事例を出してもらいつつ、グループワークできるとよい。

(3) 講義について

・内容について

	人数	割合
理解できた	8人	29%
概ね理解できた	16人	57%
分かりにくい部分があった	4人	14%
理解できなかった	0人	0%
計	28人	100%

その理由（分かりにくい部分があった）

・説明が速くて理解できない部分があった。
・難しい用語が多く、理解づらい。
・実際の相談ケース対応が少ないため、イメージを膨らませながら考える時間が少し足りなかった。
・個別の考えていくポイントがたくさんあり、その考え方が難しいため。

・今後の業務等の参考になりましたか。

	人数	割合
大変参考になった	16人	57%
一部参考になった	12人	43%
あまり参考にならなかった	0人	0%
参考にならなかった	0人	0%
計	28人	100%

(4) 演習について

・内容について

	人数	割合
理解できた	8人	29%
概ね理解できた	17人	61%
分かりにくい部分があった	3人	11%
理解できなかった	0人	0%
計	28人	100%

その理由（分かりにくい部分があった）

・国の模範解答を紹介してもらったが説明が不足しているのか納得できない部分もあった。
・実際の相談ケース対応が少ないため、イメージを膨らませながら考える時間が少し足りなかった。
・考えるポイントがたくさんあり、その判断が迷うため。

・今後の業務等の参考になりましたか。

	人数	割合
大変参考になった	13人	46%
一部参考になった	14人	50%
あまり参考にならなかった	1人	4%
参考にならなかった	0人	0%
計	28人	100%

その理由（参考にならなかった）

・今回の研修だけだと、判断に迷う事例が多く、かつ同種の相談が寄せられたことがないため。

7 次年度に向けた改善点

- 受講者を受付する際、システムを利用する等して、申込者の連絡先を直接確認する。
→ 集計作業の効率化、講義資料の事前配付が直接可能、アンケートの回答依頼等が直接可能（特にアンケートの回答率が低かったため、工夫が必要。）
- 研修日程を90分から3時間程度（休憩を含む）とする。
→ 講義説明や演習の時間に余裕が生まれる。
- 内閣府から示されている「障害を理由とする差別の解消の推進 国・地方公共団体における相談窓口担当者向け相談対応マニュアル（令和6年3月）」を活用した演習とする。
→ 実務上の対応において、一層参考となる研修とする。